

請負代金内訳書への法定福利費の 明示について

社会保険等加入促進対策のさらなる強化のため、令和4年4月1日以降に入札公告を行う全ての工事について、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出が必要になります。

- 請負代金内訳書の様式は滋賀県HPに掲載しています。

工事の様式ダウンロード

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/303244.html>

- 請負代金内訳書の作成にあたっては国土交通省のマニュアルを参考にしてください。

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(平成27年5月26日)

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)

(平成29年2月28日)

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

- 提出された請負代金内訳書は発注機関において法定福利費に相当する額が適切に計上されているか確認します。その際、受注者に根拠資料の提出や説明を求めることがあります。
- 説明を聴取した際に、客観的な根拠資料が提出されない、一定以上の乖離があることについての明確な説明がなされないなどの不適切な対応がなされた場合や、法定福利費を一方的に削減していることが明らかとなった場合などであって、不正行為(建設業法第19条の3等に違反するおそれ。)が強く疑われる場合については、国土交通省又は建設業許可部局に通報することとなります。
- 建設業における社会保険加入対策については国土交通省HPを参照してください。

建設業における社会保険加入対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html